

令和3年6月15日

各団体連絡責任者様

静岡県立三ヶ日青年の家
 所長 城田 守
 (公印省略)

静岡県立青少年教育施設利用料金の改正について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てにあずかり、厚く御礼申し上げます。

この度県立青少年施設の継続的・安定的な運営を図り、適切に維持管理していくため、料金制度の改正と減免基準の見直しが行われました。

つきましてはまことに恐縮ではございますが、令和4年4月1日以降に利用される際は下記の通り改正させていただきます。

敬具

記

減免基準の見直しについて

- ・義務教育諸学校の教育計画に基づく学校行事に参加する児童及び生徒の減免を廃止。
 ※上記のうち児童及び生徒を引率する者については、減免となります。
 ※部活動での利用は減免となりません。
- ・生活保護受給世帯や障がい者等が減免対象者として追加されました。

旧価格表

(令和4年3月31日利用分まで)

区分	施設使用料
幼児(3歳以上)・小学生・中学生	200円
高校生・大学生	830円
青年(25歳以下)	830円
指導者	830円
成人(26歳以上)	1,460円



新価格表

(令和4年4月1日利用分～)

区分	施設使用料
幼児(3歳以上)・小学生・中学生	300円
高校生・大学生	1,200円
青年(25歳以下)	1,200円
指導者	1,200円
成人(26歳以上)	2,150円

《減免対象とならないケース》

- ・各種スポーツ団体の指導者・コーチや保護者
- ・企業研修を引率する指導者、成人団体
- ・家族利用等の保護者
- ・高等学校、大学、専門学校利用の生徒、学生、指導者